



18川人委調第448号

平成18年11月27日

川崎市議会

議長 矢 沢 博 孝 様

川崎市人事委員会

委員長 日野原 守

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成18年11月20日付け18川議議第589号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第170号 川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

この条例案のうち一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿った職員の給料月額及び諸手当の額の改定並びに昇給の制度の改定、産業教育手当を定額により支給すること等を行おうとするものであり、異議はありません。